

令和8年9月14日

入札参加資格登録事業者 各位

尾 張 旭 市

市内事業者への優先発注について

本市では、公共工事の発注に当たり、地域における経済の活性化及び雇用促進並びに緊急時の対応等の点からできる限り市内事業者（尾張旭市内に本店を有する者）に発注するよう努めております。

つきましては、下記の点に御留意いただき、市内事業者のより一層の活用について、各段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 本市発注工事の施行に際し下請発注する場合又は工事資材や建設工事機械等を購入・借入れる場合は、できる限り市内事業者を活用するよう努めてください。
- 2 工事の一部を下請けにより施行する場合は、適正な価格で契約するとともに、下請代金等を適正な期間に支払うこと等、建設業法及び関連法令を遵守してください。
- 3 その他、本市発注工事に係る必要な物品等の購入等に際してもできる限り市内事業者を活用するよう努めてください。

担当 総務部総務課契約係

電話 0561-76-8110（直通）